

第 3 回生物多様性条約第 8 条(j)作業部会会合

標記会合が 2003 年 12 月 8～12 日にモントリオール(カナダ)において開催された。この会合では、以下に述べる議題について検討し、検討結果は勧告として採択された後、2004 年 2 月にマレーシアにおいて開催される第 7 回締約国会議(COP7)に向けて付託された。

検討作業は 2 つの作業部会 (Sub Working Group: SWG ,) に分かれて進められた。

1. SWG

ここで取り上げられた議題は以下の 4 つである。討議の結果、SWG は全ての議題を採択した。

(1) 議題 4 : 「原住民と地域社会による知識・発明・慣習に関する現状と傾向に関する総合報告書 (Composite Report on the Status and Trends Regarding the Knowledge, Innovations and Practices of the Indigenous and Local Communities) (以下、報告書)」

報告書は、伝統的知識 (TK) の保全と利用のための基礎情報として、TK の保全/消失の国別報告書、TK 保全制度の国別実施状況、TK の定義を含む調査の方法論、を主たる内容とし、UNEP (the United Nations Environmental Programme) の WCMC (World Conservation Monitoring Centre) が作成を行ったものである。

SWG は、報告書の内容 (Phase 1) を評価して採択した上で、COP7 以降の作業 (Phase 2) についての提案を行った。まず、評価については、報告書の作成において原住民の十分な参加がなかったという指摘や、原住民参加のための翻訳作業の時間的余裕が必要との指摘があったものの、SWG 参加国の間で意見の目立った対立はなかった。また、提案事項としては、国別報告書は改善が必要であり、WCMC は、COP7 以降にそのための作業に早急に取り掛かる必要があること、Phase 2 の円滑な実施のために財政援助・主務機関の特定が必要であること、実務に役立つ資料の作成を目指すべきこと、が挙げられた。

(2) 議題 5 : 「アグウェイ・ゲー・ガイドライン : 開発行為 (予定となっているものを含む) による陸上及び水域における神聖なる地域及び原住民と地域社会により伝統的に占有・利用されている地域への文化的・環境的・社会的な影響評価の行動規範への自主的ガイドライン (Akwé: Kon¹ Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment Regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities) (以下、ガイドライン)」

¹ アグウェイ・ゲー (agway-goo) と発音。意味は「森羅万象 (everything on creation)」。本来は、Mohawk 族による用語で、モントリオール近郊に在住する Kahnawake community により提供された。

ガイドラインは、聖地及び原住民の占有地での開発行為に対して、事前の影響評価の実施及び推奨される内容を定めたものである。繊細な社会制度や脆弱な生態系にて経済開発プロジェクトが実施される際に、一般に、社会（文化）影響評価（**social and/or cultural impact assessment**）、経済影響評価（**economic impact assessment**）、環境影響評価（**environmental impact assessment**）などが実施される。ガイドラインは、TKの保護を目的として、これら事前の影響評価が **single process** で効率的良く、かつ、**cultural impact assessment** に重きがおかれて実施されるように、推奨事項を定めている。

一点注意すべきは、同ガイドラインの「任意性」についてである。結果として、同ガイドラインには、**guideline** という名称の前にさらに、**voluntary** という表現が加わり、あくまで自主的なものであり法的拘束力はないことが強調されることとなった。しかしながら、IIFB（**The International Indigenous Forum on Biodiversity**）より、「同ガイドラインは **legally binding** であるべき」という意見が寄せられた。この意見は、アルゼンチン、カナダ、ケニア、バハマから即座に反対されたことなどから、今後すぐには、**legally binding** をいう論調にはならないと考えられる。しかし、議場の雰囲気として同意見を主張したIIFBの「発言力」が強かったことから、今後の動向に注意が必要である。

(3) 追加議題：「技術移転及び協力（**Technology Transfer and Cooperation**）」

本議題は、「原住民及び地域社会が持つ伝統的かつ創造的技術についての技術移転に関して、原住民や地域社会に十分な配慮がなされるべき」というCOP7への推奨事項である。当初、SABSTTA（**the Subsidiary Body on Scientific, Technical, and Technological Advice**）が、本議題についての討議を行っていた。しかし、SABSTTAは、第9回の会合にて、本議題は8条(j)に関するAd-Hoc会合で討議されるのがより適当と考え、同議題はSWGにて討議にかけられた。同推奨事項は、若干の技術的修正を経て、SWGにて採択された。

(4) 追加議題：「原住民族問題常設フォーラムによる推奨（**Recommendation of the Permanent Forum on Indigenous Issues (PFI) to the Convention on Biological Diversity**）」

PFIは、国連経済社会理事会の下部組織として、2000年7月に設立された。PFIは、同理事会より、原住民族の、経済的・社会的開発、文化的・環境的・教育的・健康・人的権利に関する議論に参加する権限を与えられている。前述のIIFBは、CBD・COP3の開催時に、原住民の土地・テリトリー・自然資源に関する権利を保護するために組織され、COP5開催時にアドバイザリー・ボディとしての地位を得た。両者は連関を保っている。

同推奨事項は、アグウェイ・グー・ガイドラインのPFIへの回覧など、PFIとCBD・8(j)項の関連をより深めることを目的としており、SWGでは問題なく採択された。

尚、SWGにて、会合全体を通じて、頻繁に発言したのは、メガ多様性国土国家（メキ

シコが代表)、IIFB(特に、マレーシア出身者)、リベリア(アフリカグループ代表)、EU(スウェーデン及びイタリアが交替で発言)、カナダであった。

2. SWG

(1) 議題 6:「**原住民地域社会の参加のための機構 (Participatory Mechanisms for Indigenous and Local Communities)**」

この議題は、さらに以下のようにサブカテゴリーに分けられた。

6.1. 第 8 条(j)ならびに関連規定の目的に関連する事柄への原住民ならびに地域社会の効果的参加を促進させるための機構

6.2. 原住民ならびに地域社会のための連絡機構

6.3. 生物多様性の保全と持続的利用に関する伝統的知識の維持と適用への原住民ならびに地域社会の参加と関与に関連する環境条約間の協力、共同関係

原住民・地域社会の COP、SBSTTA、WG への参加を促進するための実効的措置導入の促進というカナダ提案は同意され、そのための具体的な措置として、自発的な基金制度の創設がアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ウガンダ等から提案された。ただし、基金制度の対象国については、発展途上国に限定するのか、経済的に移行過程にある国(countries with economies in transition)も含めるのかについては合意が得られず、COP7 における討議に付されることとなった。

所見: 原住民地域社会の参加のための制度に関連して、CBD 関連会合においては手続上締約国と原住民、地域社会代表とは同じ立場で議論に参加可能である。このような制度は、他の例えば環境条約や持続的発展関連会合においても波及してゆく可能性があると思われる。

(2) 議題 7:「**原住民ならびに地域社会の知識、工夫、慣行の保護のための特別な制度 (Sui generis systems for the Protection of the Knowledge, Innovations and Practices of Indigenous and Local Communities)**」

保護のための措置として、とりわけ、TK のデータベース化と登録制度が検討された。これに関しては、原住民側はこのような TK の登録自体よりもこの情報管理が国家によるものであることについて明白な反対の意思表示をした。この問題は、原住民地域社会の権利の性質(この権利は国内法上の権利か国際法上の権利か?)に関する議論や、TK の利用から生じる利益配分に関する議論とも関連してくるため、最終的な勧告案においても関連諸点については合意は得られなかった。また、WIPO の作業との重複を避けることには多くの代表から同意が得られた。

そこで、最終的に採択された勧告案の主な内容は以下のとおりである。

- ・用語の定義の必要性
- ・以後の関連会合のための用語の定義の蓄積
- ・TK 保護のための国内的・地域的特別な制度に関する情報の収集と蓄積
- ・TK 保護のための特別な制度の要素に関する検討
- ・原住民地域社会をも巻き込んだ特別な制度実施のための措置に関する検討
- ・この分野での WIPO との相互補完的協力関係の維持継続

所見：「特別な制度 (*sui generis system*)」に関する議論においては、*sui generis* な制度の要素として、原住民の慣習法があげられた。この点については、不文法である慣習法の法としての認定の問題や慣習法間の効力関係、成文法（制定法）との効力関係の問題が検討されなければならないであろう。また、TK 保護のための措置としての伝統的知識の登録制度あるいはデータベース化については、情報の管理に関する問題が大きいと思われる。この点については、会期中においても国連大学高等研究所 (UNU/IAS) からプレゼンテーションがなされるなど参加者の関心は高い。

(3) 追加議題：「小規模農家、原住民、地域社会ならびに農民の権利への遺伝子利用制限技術 (Genetic Use Restriction Technologies、GURTs) の潜在的影響」

この議題検討の背景としては以下のとおりである。GURTs とよばれる一部の遺伝子関連技術は、遺伝子的に改変された穀類の利用の増加を促進する。そのため、この技術は育種家等により広く用いられてきた。このような技術の商業化は、原住民の生活への将来の脅威となりうる（ブラジル勧告案）という指摘が前回の COP6 おいてなされた。そこで、GURTs の小規模農家、原住民、地域社会への潜在的社会的・経済的影響についての検討が開始される運びとなった。具体的には、農業的生物多様性に関する第 6 回締約国会議決定 15 は AHTEG (Ad-Hoc Technical Expert Group / アドホック技術専門家グループ) に COP7 に先立つ第 8 条(j)作業部会においてこの件に関して報告するように要請していた。そこで、本会合において AHTEG の報告書に基づいてこの議題は検討された。

検討作業において、IPCB (The Indigenous Peoples Council on Biocolonialism) や IIFB (International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民を代表して、GURTs のテストと商業化は原住民の生活にとって深刻な脅威をもたらす可能性があることを強調した。また、本会合に先立って提出されたブラジル勧告案は、GURTs の使用の評価のための国家的規制のための枠組みの展開、実際のテストを含むいっそうの調査の促進、小規模農家や原住民の農業の多様性に逆影響を与えるような商業的利用の不認可を内容とするものであったが、EU はこれに反対して、AHTEG 報告の社会的・経済的側面について議論すべきであると主張した。これには、ナンビア、ウガンダ、スイス、IIFB も賛同した。そこで、最終的には、COP7 への勧告には、AHTEG の報告書を検討することが盛り込まれ、この問題

は以後の作業部会においても継続して検討される運びとなった。(USはGURTsに関する信頼できる科学的データが不足していることをあげ、地域社会に対するネガティブな影響を議論するには時期尚早であると述べた。また、FAOは農業生物多様性におけるGURTsの意味に関する自らの研究に注意を喚起した。)